

指定（指示）施設使用許可申請書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

〒
申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名 印
電話番号 () —

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、 推進機関の種類及び馬力、 船舟の材質並びに船舟の種類	
船舶番号、船舶検査済票の 番号又は漁船登録番号等	
使用する漁港施設の名称	
使 用 の 目 的	
使 用 の 期 間	
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名 称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)	

- 注1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること
- 2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
- 3 申請期間を過ぎて届いた申請書は不許可として返信しますので、ご注意ください

船舟使用承諾書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

船舟所有者 住 所

氏 名

印

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

使 用 者 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号		

注 船舶所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船体管理人選任届

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者 住 所
氏 名 印

(船舟名)

船体管理人として、次の者を選任しましたので届け出ます。

記

住 所	
氏 名	(法人にあつては、その名称、代表者の氏名) 印
電 話 番 号	() -

- 注 1 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること
- 2 船体管理人は、使用希望する漁港の所在する市町村に住所又は居所を有する者であること

土地駐車場使用承諾書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

土地所有者 住 所

氏 名

印

私が所有している土地を駐車場として次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

土地使用者 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
土 地 所 在 地		

注 土地所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船舟横付け施設使用承諾書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者 住 所

氏 名

印

私は、複数隻を横付けにして使用することを条件として漁船以外の船舟が使用できるとして
いる〇〇漁港の指定施設又は指示施設の使用にあたって、その条件及び貴職の指示に従い使用
することを承諾します。

なお、万一、使用にあたって第三者に損害等を与えても私の責任において処理し、貴職には
一切請求いたしません。

注 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること

クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

クレーン操作者 住 所

氏 名

印

私は、次のとおりクレーンの操作による船舟の上下について、依頼を受け、それを承諾したので証明します。

記

依 頼 者 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
依 頼 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船舟を上下架する 漁 港 名		
上下架する船舟名		

注1 クレーン操作の依頼を受けた者が、法人の場合は、「クレーン操作者」の住所、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記載するとともに、現にクレーンを操作する者の住所及び氏名を併記すること。

2 クレーンを操作する者がその資格を有していることを証明する修了証又は免許の写し及び玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写しを添付すること。

船 舟 名
推進機関の種類 変更届
推進機関の馬力

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

届出人 住 所

氏 名

印

船舟名

次のとおり、推進機関の種類を変更したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第4項
推進機関の馬力

の規定により届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
船 舟 名		
推進機関の種類		
推進機関の馬力		

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

甲種漁港施設使用中止届

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

届出人 住 所

氏 名

印

次のとおり、甲種漁港施設の使用を中止したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第7項の規定により届け出ます。

漁港名及び使用した甲種漁港施設の名称	
使用許可の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の年月日及び番号	平成 年 月 日 記号第 号指令
使用中止年月日	平成 年 月 日
備 考	

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

(添付様式)

「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」

使用する漁港 漁港		使用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車		
トレーラー		

参 考 【施設使用許可指令書の裏面に記載されている遵守事項】

本書を活用され使用許可申請手続きをする際に、施設使用許可指令書に付される許可の条件のうち、事前に知っておいて頂きたい遵守事項等を掲載しました。

使用者の責務

- (1) 常時船体に施設使用許可指令書を備え付けておかなければなりません。
- (2) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）に停けい泊又は陸置きしなければなりません。
- (3) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）の使用に当たっては、維持運営計画において指示された事項を遵守しなければなりません。
- (4) この許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはなりません。
- (5) 使用者は、船名又は推進機関の種類若しくは馬力を変更したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (6) 使用者は、甲種漁港施設の使用を中止したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (7) 使用期間中は、漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において安全かつ適正に管理しなければなりません。
- (8) 台風等荒天が予想されるときは、速やかに停けい泊の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければなりません。
- (9) 使用者は、その責に帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。
- (10) 使用者は、天災、盗難など漁港管理者に瑕疵がなく、使用船舟に損害を受けた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。

損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する事由により漁港施設の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) (1)に定める場合のほか、使用者はこの施設使用許可指令書に定める義務を履行しないため漁港管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなりません。

使用の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 使用を許可した漁港施設を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可の条件に違反する行為をしたとき。

船舟の長さ等の変更

この許可に係る船舟の長さ、幅員、喫水、材質又は種類を変更した場合に、引き続き甲種漁港施設を使用しようとするときは、新たに許可を受けなければなりません。

船舟の移動

この許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちに漁港区域外に退去しなければなりません。

有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用を許可した漁港施設について支出した有益費、必要費その他の費用を請求しないものとします。

法令等の遵守

使用者は、漁港漁場整備法、北海道漁港管理条例その他関係法令等を遵守しなければなりません。